

桐生市 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業のご案内

桐生市では、障害者自立支援法に基づき、上記事業を
社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会に委託しております。

《聴覚障害者とは？》

「ろう者（ろうあ者）」・「中途失聴者・難聴者」に大きく
分けられます。

※下記の区分は一般例です。障害の程度や生育環境等によって異なることもあります。

ろう者（ろうあ者）…生まれつき、または幼少期に聴力を失い、
手話を日常言語としている人。
音声言語を獲得する前に失聴している
ため、発声を苦手とする人が多い。

難聴者…聴覚障害が比較的軽く、ある程度発声ができる。
口話※を用いる。

※口話…口の形を読み取ったり、残存聴力を活かして聞き取りをすること。

中途失聴者…音声言語を獲得後、事故や病気等の理由により
失聴した人。発声はできるが、聞き取りが困難。

中途失聴者・難聴者は、手話ができない人が多く、要約筆記※や
ノートテイクを使う人が多い。

※要約筆記…手話のわからない聴覚障害者の方に話の内容を要約し、文字によって
伝える方法のこと。



★派遣については次ページへ★



《申込方法は？》

来所、または派遣申請書をFAXで。日時、場所、派遣内容がわかれば、派遣申請書以外の様式でも構いません。



◎当日、現地で待ちあわせ。

※現地集合、現地解散です。手話通訳者・要約筆記者による送迎はありません。

（通訳者には守秘義務があり、通訳業務で知り得た情報を他に漏らすことは堅く禁止されています。）

《派遣できる内容は？》

公的機関…市役所窓口での手続き、申請等

医療機関…診察、健康診断等

教育・保育…授業参観、家庭訪問等

職業・資格…求職相談、就職面接等

その他…会議、総会、冠婚葬祭等

- 派遣費用は無料です。
- 営利・宗教・政治活動等には派遣できません。
- 桐生市在住の聴覚障害者個人からの依頼のみ受け付けています。

**【団体・企業からの依頼は、群馬県手話通訳派遣事務所
(TEL:027-280-4151)による有料派遣となります。】**

「こんな時は派遣してもらえるのかな？」と迷ったら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会
桐生市新宿3-3-19
TEL: 43-0183
FAX: 46-4166